

# 鳥取県高等学校 P T A 連 合 会 会 則

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務局所在地)

第 1 条 本会は、鳥取県高等学校 P T A 連合会と称する。

第 2 条 本会は、事務局を鳥取市に置く。

(構 成)

第 3 条 本会は、県立高等学校及び県立特別支援学校の P T A で、

本会の目的に賛同する P T A (以下「単 P」という。)をもって組織する。

(目 的)

第 4 条 本会は、単 P 相互の緊密な連携、協調を図り、高等学校教育の振興と、

生徒の健全な育成・福祉の向上を目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 単 P の連絡提携
2. 教育に関する調査研究
3. 教育の振興に関する世論の喚起と各種教育行政機関及び

各種教育団体との連携、協力

4. 生徒の福祉に関する事業
5. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 10名以内
4. 監査 3名

(役員、代議員の選出)

第7条 役員、代議員の選出は次の方法による。

1. 代議員は、単Pにおける会長及び校長とする。
2. 会長、副会長、理事、監査は、代議員の中から総会において選出する。
3. 理事となる校長は、県立高等学校及び県立特別支援学校の校長で、県及び各支部の会長の外、各支部で推薦された者とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、後任者が就任するまではその職にあたるものとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。
3. 理事は、会長の諮問に応じ重要事項を審議する。
4. 監査は、会務の執行及び会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

1. 顧問は、本会の役員会の承認を経て、会長が委嘱する。
2. 顧問は、会長の諮問に応ずる。

### 第3章 機 関

(総会の構成)

第11条 総会は、代議員によって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 年次総会は、毎年6月末日までに開催する。但し会長が必要を認めたとき、あるいは役員の過半数の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(総会付議事項)

第12条 総会は、次の事項を審議決定する。

1. 会則の改廃
2. 事業計画及び事業報告の承認
3. 予算及び決算の承認
4. 会費の改定に関する事項
5. 役員を選任に関する事項
6. その他必要と認めた事項

(総会の定足及び表決)

第13条 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数による。可否同数の時は、議長が決する。

(役員会)

第14条 会長は、必要に応じ役員会を開催することができる。

1. 総会より委任された事項
2. その他会務運営に必要な事項

## 第4章 委員会等

(委員会、特別委員会)

第15条 この会に委員会又は特別委員会を置くことができる。

- 2 委員会又は特別委員会の名称、委員の選出等は、役員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 会長は、委員会を設置したとき、その後の最も早い総会に報告しなければならない。

## 第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、単Pが負担する会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、各学校の生徒数（当該年度5月1日現在）に、生徒1人当たりの単価を乗じた額とする。
- 3 前項の生徒1人当たりの単価は、別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 事務局

(職員)

第18条 本会の事務局は、次の者をもって構成し、会長が任命する。

1. 事務局長 1名
2. 事務職員 若干名

(職務)

第19条 事務局長及び職員の職務は、次のとおりとする。

1. 事務局長は、会長の命を受け職員を指導監督し事務を総括する。
2. 事務職員は、事務局長の指示に従い事務を掌る。

(服務、給与)

第20条 事務局長及び職員の服務、給与は別に定める。

(任期)

第21条 事務局長の任期は、3年とする。但し再任を妨げない。

## 第7章 表 彰

(表 彰)

第22条 本会は、単P役員として特に著しい功績が認められた者に対し、これを表彰する。

2 表彰規程は、別に定める。

### 附 則

この規約は、昭和43年7月8日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

### 附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和57年6月3日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

(事務職員設置の特例)

2 事務職員については、当分の間、置かないことができる。

### 附 則

この規約は、平成20年6月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

## 附 則

この会則は、平成 30 年 6 月 9 日から施行する。

## 附 則

この会則は、令和 2 年 6 月 13 日から施行する。